

(別添4)

令和8年度リチウムイオン電池等の適正処理推進のための広報業務 の概要及び企画書作成事項

1. 業務の目的

リチウムイオン電池は、小型で軽量、エネルギー効率がよく、経済性に優れていることから、身の回りの様々な製品に普及している一方で、強い衝撃や高温環境に弱く、それらが理由で発火に至ることがある。近年、収集運搬車両や廃棄物処理施設においてもリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）に起因する火災事故等の件数は年々増加傾向にあり、令和5年度には、収集運搬車両や廃棄物処理施設において、発煙・発火を含む全ての火災事故等は21,751件発生し、そのうち、消火活動が必要となった火災事故等は8,543件発生している。廃棄物処理施設にて火災事故等が発生すると、修繕費や処理施設停止中の他市町村への処理委託費も含めて、大きな被害損額が生じ、廃棄物の処理が滞ることに伴う社会的影響や、処理体制自体への影響が懸念されている。このような火災事故等の原因としては、リチウムイオン電池等が市町村の定める適切な分別区分で排出されず、収集運搬車や廃棄物処理施設の破砕機等で衝撃が加わった際に発火することが挙げられる。そのため、火災事故等を防ぐためには、国民に対して、リチウムイオン電池等による火災事故等が発生している実態を知ってもらうことに加え、リチウムイオン電池等の適切な排出方法等を知ってもらうことが重要である。環境省では、これまで過年度の「リチウム蓄電池等適正処理対策検討業務」や「令和7年度リチウム蓄電池等適正処理対策推進のための広報業務」を通じて、リチウムイオン電池等に関する周知啓発は行ってきたが、令和7年度実施した周知啓発イベントにおいて確認したリチウムイオン電池等に関する周知状況についても、リチウムイオン電池に発火の危険性があることや、地域によってリチウムイオン電池の排出方法が異なることを知っている人は約6割程度にとどまっており、国民への周知が十分に進んでいないことが課題となっている。

このため本業務では、リチウムイオン電池等の火災事故等を防ぎ、適正処理を推進するため、これまで届いていない層を含めたより多くの国民に届く周知啓発を実施することで、リチウムイオン電池等に関する周知啓発の強化を図ることを目的とする。

2. 業務の骨子

環境省担当官と協議の上、以下の業務を実施すること。なお、調査・検討等に伴い業務内容に変更が生じた場合は、その対応について環境省担当官と協議を行うこと。

(1) 全国的な周知啓発

幅広い世代・ライフスタイルの国民に対してリチウムイオン電池等の火災事故を防止し、適正処理を推進するために効果的な情報発信・周知啓発に必要な業務を提案すること。具体的な業務については、以下の①～③を実施することとするが、各項目はそれぞれ関連する事項もあり、検討に当たって、必要な手法等は業務全体を俯瞰して効率的かつ効果的なものとする。また、企画の検討の結果、必要と考えられるものがあれば、追加的に企画書に盛り込むこと。

①国民に訴求できる周知啓発ツール等の作成

幅広い世代・ライフスタイルの国民に対して、リチウムイオン電池が使用されている主な製品やリチウムイオン電池等の分別排出方法についての訴求をするため、以下で提示している〈想定している訴求ポイント〉を参考に、環境省の使用だけではなく、協力・連携して周知啓発を実施する自治体や事業者等も使用できる周知啓発ツールを作成すること。周知啓発ツールは以下の（ア）から（ウ）を想定している。作成に当たっては、必要に応じて環境省リチウムイオン電池火災防止啓発キャラクターも用いることとする。さらに、作成した周知啓発ツールは、SNS 等での配信や環境省のリチウムイオン電池等に関する特設サイトに掲載すること。

〈想定している訴求ポイント〉

- ・リチウムイオン電池が使用されている主な製品
- ・リチウムイオン電池等の特徴
- ・リチウムイオン電池等の危険性（主に廃棄物処理工程）
- ・リチウムイオン電池等の分別排出方法
- ・自治体ごとによりリチウムイオン電池の排出方法が異なる点

（ア） 広く一般的に認知されているキャラクター等を使用した周知啓発ツールの作成

幅広い世代・ライフスタイルの国民に対してリチウムイオン電池等に関する情報を訴求するためには、多くの方に目に留めてもらえるキャラクター等を活用することが効果的だと考えられる。そのため、広く一般的に認知されているキャラクター等を用いて周知啓発ツール（ポスター、チラシ等）を提案すること。なお、使用するキャラクター等の仕様上、周知啓発ツールの使用が令和8年度限りとなっても問題はない。

（イ） 次年度以降も継続的に使用できる周知啓発ツールの作成

環境省含め関係省庁だけではなく、自治体や廃棄物処理事業者、販売事業者等が周知啓発を行う際に活用できる周知啓発ツール（ポスター、チラシ、ポップアップ等）を提案すること。なお、環境省から各主体に提供しやすく、また、次年度以降も継続的に使用できることを踏まえること。

（ウ） 教育現場等にて使用することができる教材素材の作成

教育現場や都道府県・市町村等が行う公民館・公共施設におけるイベント等で、リチウムイオン電池等の周知啓発を行う際に活用すると効果が高いと思われる教材を提案すること。

② 広告媒体を使用した火災防止強化キャンペーン等での全国的な周知啓発

リチウムイオン電池等の火災事故が増加する可能性の高い夏前の時期（6月から7月）と、環境省が実施する9月から12月の「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」、11月の「リチウムイオン電池による火災防止月間」（以下、火災防止強化キャンペーン等）の期間を中心に、周知啓発の一層の強化を図るため、関係省庁、自治体、製造事業者等と連携した全国的な一斉の周知啓発や火災防止強化キャンペーン等の周知啓発のための広告出展を提案すること。広告媒体については、デジタル広告やマス広告等が想定される。広告出展の内容等については、①で作成した周知啓発ツールや環境省が所有する周知啓発ツールの活用を検討すること。

(2) リチウムイオン電池等の周知啓発のためのイベント開催・参加

リチウムイオン電池等の知識を正しく理解し、正しい行動を行ってもらうため、直接の説明や質疑応答等ができる対面型のイベントを実施する。以下①、②、③について提案すること。

①対面イベントの開催

「令和7年度リチウム蓄電池等適正処理対策推進のための広報業務」にて実施した「リチウムイオン電池による火災防止シンポジウム」を参考に、有識者等の説明を交えてリチウムイオン電池等についての国民の理解を深め、行動変容を促すことができる、キャンペーン等に併せて実施する対面イベントの開催を提案すること。

②既存の対面イベントへの参加

リチウムイオン電池等の周知啓発に効果的であり、親和性があると考えられるキャンペーン等の時期に併せて開催される既存の対面イベントへの参加を提案すること。

③Jリーグと連携したリチウムイオン電池等の周知啓発イベントの実施

令和5年度以降、環境省とJリーグの連携協定を用いたJリーグの試合会場でのモバイルバッテリーの回収を含めたリチウムイオン電池等の周知啓発イベントを実施してきた。これまでは、環境省がJリーグチームやJリーグクラブのホームタウンである自治体との調整役等を担っていたが、令和8年度は、Jリーグチームと自治体が主体的に連携する形での周知啓発イベントを実施し、次年度以降、Jリーグチームと自治体が自立的にイベント実施を行うことができる知見等が得られるようにする。この実施内容・方法の提案をすること。

なお、イベント当日は、請負者において運営支援を行い、来場者に対して、リチウムイオン電池等の危険性や適切な排出方法等についての説明、対応をすること。

(3) リチウムイオン電池等の周知啓発の状況の調査

①リチウムイオン電池等に関する国民の意識調査

リチウムイオン電池等の国民の意識調査について、これまでは環境省が実施するイベントでのアンケートに限られていたため、より詳細な現状を把握し、周知啓発が届いていない層等を把握するための意識調査を実施する。このための調査内容・方法を提案すること。

②リチウムイオン電池等における周知啓発活動についての情報収集

現在、自治体、事業者等の様々な主体が、リチウムイオン電池等の火災防止や使用方法、適正処理についての周知啓発活動を行っている。今後、環境省での周知啓発の在り方を検討するにあたって、様々な主体が実施している周知啓発の主体・方法・内容を把握するための情報収集を行う。このための情報収集内容・方法についての提案をすること。なお、情報収集にあたっては、LiBパートナー等が行っている周知啓発等の情報も参考にすること。

(4) LiB パートナープログラム事務局の運営・管理・連携

リチウムイオン電池等に起因する火災事故を防止するため、リチウムイオン電池等の火災事故防止につながる啓発・回収・イベント等を実施する自治体・事業者等を環境省が認定する「LiB パートナ

ープログラム」に関する事務を行うため事務局を設置し、以下の業務を行う。

①LiB パートナープログラム事務局の運営・管理

LiB パートナープログラム事務局の運営・管理として、以下の業務を実施すること。

- (ア) 自治体・事業者等から LiB パートナーに申し込みがあった際に、環境省が認定手続きを行うが、その際の認定補助業務を行うこと。
- (イ) LiB パートナー認定者の人数の把握等の管理を行うこと。
- (ウ) LiB パートナーへの通知や LiB パートナーから寄せられる問い合わせ対応を行うこと。
- (エ) (5) の特設サイトへ掲載する LiB パートナーの情報の内容の確認や更新作業を行うこと。
- (オ) LiB パートナーの実績報告の取りまとめを行うこと。

②LiB パートナーと連携したイベント等の取組の提案

それぞれの LiB パートナーの持つ情報や周知啓発媒体を活かし、リチウムイオン電池等を使用している多くの対象に向けて周知啓発するため、(3) ②の情報収集の結果も用い、環境省と LiB パートナーの連携や、LiB パートナー間の連携、その連携によって生まれるイベントや情報発信、情報共有、意見交換等を実施する。このための実施内容・方法について提案すること。

(5) リチウムイオン電池等に関する特設サイトの運営補助業務等

リチウムイオン電池等に起因する廃棄物処理施設等での火災事故等の現状や火災事故等を防ぐための情報を国民に届けることを目的として開設している「リチウムイオン電池等に関する特設サイト（以下「当サイト」という。下記 URL 参照）」の運営を行う。また、当サイトは環境省運営の CMS（コンテンツ管理システム）へ移管を予定していることから、以下の補助業務等について行う。なお、本業務の契約締結時点においては、環境省にて別途発注予定である「令和 8 年度リチウムイオン電池等に関する特設サイトの運営維持業務」の請負事業者（以下「運営維持業務請負事業者」という。）が運営維持を行っている想定のため、円滑に業務を移管するよう協力すること。

・リチウムイオン電池等に関する特設サイト

URL : https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

① レンタルサーバーの継続使用

環境省にて別途発注予定である「令和 8 年度リチウムイオン電池等に関する特設サイトの運営維持業務」にて特設サイトの運営補助を行っている運営維持業務請負事業者から、レンタルサーバーを引き継ぎ、令和 9 年 3 月 31 日（水）まで継続使用を行うこと。なお、以下の対応も行うこと。

(ア) 表示及び動作の同一性確保

PC 及びスマートフォンにおいて、現行サイトと比較し、表示、構造及び動作に差異が生じないよう対応すること。

(イ) 動作確認

対象サイトについて、リンク切れ、表示崩れ、文字化け等の不具合がないことを確認すること。

②コンテンツ作成の提案

当サイトにおいて、廃棄時におけるリチウムイオン電池に関する情報が集約し、国民、自治体、事業者等サイトを閲覧する者が必要な情報を得やすく、内容が分かりやすいサイトとするためのコンテンツを提案すること。

③サーバーへのアップロード業務

環境省担当官が提供するリチウムイオン電池等に関する火災事故等の現状、環境省の施策や取組のほか、リチウムイオン電池等による火災事故防止につながる各種啓発ツール等のコンテンツをサーバーへアップロードすること。さらに、ウェブページの公開に当たってテスト環境を要する場合は、請負者側で用意すること。

3. 業務実施期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4. 成果物等

(1) 業務実施計画書

業務開始後、業務実施計画書を提出すること。なお、業務実施計画書は、作業体制、スケジュール等を記載したものとし、下記の期間内に環境省の承認を得ること。

- ・業務実施計画書 提出期限：契約書締結後7日以内

(2) 納品成果物

紙媒体：報告書 3部（A4判 くるみ製本）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省環境再生・資源循環局適正処理推進課

5. 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、以下について別紙様式Aに従い記述すること。

- ・リチウムイオン電池等の火災防止及び適正処理の推進するための特に重大な現状の課題・問題点について。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

1. 業務の骨子に記述した(1)①(ア)(イ)(ウ)を行う上で具体的な検討、実施事項等を提案すること。
2. 業務の骨子に記述した(1)②を行う上で具体的な検討、実施事項等を提案すること。
3. 業務の骨子に記述した(2)①を行う上で具体的な検討、実施事項等を提案すること。

4. 業務の骨子に記述した(2)②を行う上で具体的な検討、実施事項等を提案すること。
5. 業務の骨子に記述した(2)③を行う上で具体的な検討、実施事項等を提案すること。
6. 業務の骨子に記述した(3)を行う上で具体的な検討、調査事項等を提案すること。
7. 業務の骨子に記述した(4)②を行う上で具体的な検討、実施事項等を提案すること。
8. 業務の骨子に記述した(5)②を行う上で具体的な検討、実施事項等を提案すること。

(3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

(4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

(5) 業務実績

過去5年間に従事したりチウムイオン電池関連又は周知啓発業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

(6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

(7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定)の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

2. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別紙様式A)

業務に対する理解度

仕様書（骨子）の本業務の目的を踏まえつつ、リチウムイオン電池等の火災防止及び適正処理の推進するための特に重大な現状の課題・問題点についてご提案ください。



(※) 本様式はA 4版 2枚以内とする。

(別紙様式B)

業務の実施方法等の提案

1. (1) ①国民に訴求できる周知啓発ツール等の検討

(1) ① (ア) (イ) (ウ) の具体的な検討、調査実施事項等の具体的な実施内容を提案してください。

2. (1) ②広告媒体を使用した火災防止強化キャンペーン等での全国的な周知啓発

(1) ②の具体的な検討、実施事項等の具体的な実施内容を提案してください。

3. (2) ①対面イベントの開催

(2) ①の具体的な検討、実施事項等の具体的な実施内容を提案してください。

4. (2) ②既存の対面イベントの参加

(2) ②の具体的な検討、実施事項等の具体的な実施内容を提案してください。

5. (2) ③Jリーグと連携したリチウムイオン電池等の周知啓発イベントの実施

(2) ③の具体的な検討、実施事項等の具体的な実施内容を提案してください。

6. (3) リチウムイオン電池等の周知啓発の状況の調査

(3) の具体的な検討、調査事項等の具体的な実施内容を提案してください。

7. (4) ②LiB パートナーと連携したイベント等の取組の提案

(4) ②の具体的な検討、実施事項等の具体的な実施内容を提案してください。

8. (5) ②コンテンツ作成の提案

(5) ②の具体的な検討、実施事項等の具体的な実施内容を提案してください。

注 本様式は全項目合計でA 4版7枚以内に記載すること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4 版 1 枚に記載すること。

(別紙様式D-1)

業務実施体制 (配置予定管理技術者)

管理技術者

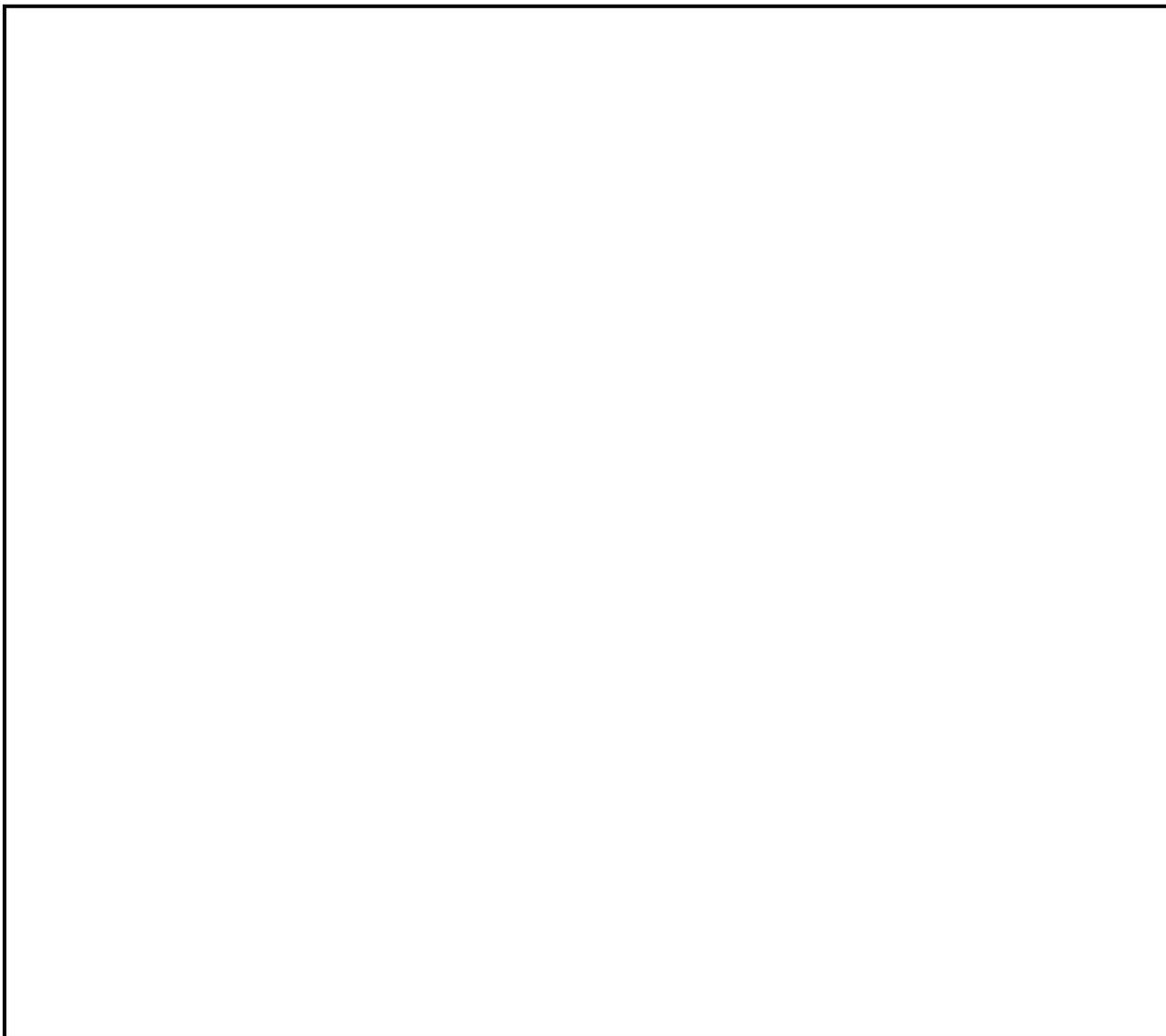
氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数 (うち本業務の類似業務の従事年数)	
		年 (年)
学歴 (卒業年次/学校種別/専攻)			
従事技術分野の経歴 (直近の順に記入)			
1)		年 月～	年 月 (年 ヶ月)
2)		年 月～	年 月 (年 ヶ月)
3)		年 月～	年 月 (年 ヶ月)
主な手持ち業務の状況 (手持ち業務の総数: 年 月 日現在 件)			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格 (技術士等)			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

(別紙様式D-2)

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

(別紙様式E)

過去5年間に従事したリチウムイオン電池関連又は周知啓発業務の実績

業務名			
発注機関 (名称、住所)			
(請負企業名)			
(請負形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
予定管理技術者の 従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は9件まで記載できるものとする。

注3 請負形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：
認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)
現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。

注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。